国立・国定公園の利用拠点の魅力創造による地域復興推進事業費実施要領

#### 第1 目的

この実施要領は、令和3年度(補正予算)国立・国定公園の利用拠点の魅力創造による地域復興推進事業費(以下「補助金」という。)交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、国立・国定公園の利用拠点での自然体験プログラム推進やコロナ対応、ワーケーション受入や自然との調和が図られた滞在環境の整備の支援を通じて、新型コロナウイルスの感染拡大により減退した公園利用の反転攻勢と地域経済の再活性化に寄与することを目的とする。

#### 第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金を活用して、 別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業に対する補助金(以下「間接補助金」という。) を交付する事業(以下「補助事業」という。)を実施するものとする。

## 第3 補助金の交付事業

(1) 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業(以下「間接補助事業」という。)は、別表第 1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、 同表第3欄に掲げる経費(以下「間接補助対象経費」という。)について、補助金の 範囲内において間接補助金を交付する。

## (2) 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- ア民間企業
- イ 個人事業主
- ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- 工 特定非営利活動法人
- オ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- カ 地方公共団体の観光協会及び広域観光推進機構
- キ 法律により直接設立された法人
- ク 民間企業等で構成する協議会その他環境大臣(以下「大臣」という。)の承認を得て補助事業者が適当と認める者

#### (3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとする。

#### (4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 間接補助金交付先の公募及びインターネット等を活用した周知
- イ 間接補助金交付先の採否に関する審査基準の作成等及び審査委員会(以下「委員 会」という。)の設置運営
- ウ 間接補助金の交付(交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。)
- エ 間接補助金の交付決定を受けた者(以下「間接補助事業者」という。)の指導監督
- オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応
- カ 間接補助事業者から得られた情報のとりまとめ、分析及び広報活動
- キ 上記に関する付帯業務

## (5) 交付規程の内容

- ① 交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条まで、第19条及び第20条に準じた事項並びに事業報告書等の提出その他必要な事項を記載するものとする。
- ② 間接補助金の交付手続等について、交付要綱第15条又は第16条による電磁的方法による場合は、交付規程に必要な事項を定めなければならない。

#### (6) 間接補助金交付先の採択等

- ① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を 行うため、採否に関する審査基準(案)を作成し、環境省と協議して審査基準を決定 する。なお、審査基準(案)の作成に当たっては、別表第5に掲げる事項を加点要素 に加えるものとする。
- ② 補助事業者は、自然環境局長と協議の上、間接補助金交付先の採択を行う。

#### (7) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助 事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

#### (8) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

## (9) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

#### (10) 事務費の中間検査

環境省は、上半期(交付決定日から9月末日)の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

#### 第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了の日の属する年度の終 了後3年間の期間について、毎年度、事業効果等に関する事業報告書を大臣に提出する よう、期限を設けて指示することができる。

#### 第5 指導監督

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

## 第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領(以下「交付要綱等」という。)に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、令和4年2月14日から施行する。
- 2 この実施要領は、令和4年3月31日から施行する。

別表第1

別衣弟 I				
1 間接補助事	2 間接補助事	3 間接補助対	4 基準額	5 交付率
業の区分	業の内容	象経費	1	0 211+
国立・国定公園	国立・国定公園	事業を行うため	補助事業者	定額(上限400
での利用拠点を	内の利用拠点**	に必要な人件費	が必要と認	万円)
活用した自然体	1を活用した自	及び業務費(諸	めた額	ア. 総事業費から
験プログラム推	然体験プログラ	謝金、旅費、備		寄付金その他の
進事業	ム*2及びその	品費、消耗品		収入額を控除し
	受入環境整備に	費、印刷製本		た額を算出す
	係る事業(地域	費、通信運搬		る。
	全体に波及効果	費、借料及び損		イ.アにより算出
	が及ぶ事業**3	料、会議費、賃		された額と基準
	に限る。)(対象	金、社会保険		額とを比較して
	事業の内容につ	料、雑役務費、		少ない方の額を
	いては、別表第	資材購入費をい		交付額とする。
	2のうち1. に	い、内容につい		ただし、算出さ
	定めるものとす	ては、別表第3		れた額に1,0
	る)	に定めるものと		00円未満の端
		する。) 並びに		数が生じた場合
		その他必要な経		には、これを切
		費で補助事業者		り捨てるものと
		が承認した経費		する。
	国立・国定公園	事業を行うため	補助事業者	ア. 総事業費から
	内の利用拠点を	に必要な人件費	が必要と認	寄付金その他の
	活用した自然体	及び業務費(諸	めた額	収入額を控除し
	験プログラム及	謝金、旅費、備		た額を算出す
	びその受入環境	品費、消耗品		る。
	整備に係る事業	費、印刷製本		イ.アにより算出
	(対象事業の内	費、通信運搬		された額と第3
	容については、	費、借料及び損		欄に掲げる間接
	別表第2のうち	料、会議費、賃		補助対象経費と
	1. に定めるも	金、社会保険		を比較して少な
	のとする)	料、雜役務費、		い方の額に2分
		資材購入費をい		の1を乗じて得
		い、内容につい		た額を交付額と
		ては、別表第3		する。ただし、算
		に定めるものと		出された額に
		する。) 並びに		1,000円未
		その他必要な経		満の端数が生じ

		費で補助事業者		た場合には、こ
		が承認した経費		れを切り捨てる
		7 万中心 07 12   12   12   12   12   12   12   12		ものとする。
国立・国定公園	国立・国定公園	<u></u> 事業を行うため	補助事業者	
での滞在環境整	内の利用拠点で	に必要な工事費	が必要と認	寄付金その他の
1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, , , , , , , , , , , , ,	,		
備事業	のコロナ対応を	(本工事費、付	めた額	収入額を控除し
	含むワーケーシ	帯工事費、機械		た額を算出す
	ョン**4 受入や	器具費、測量及		る。
	自然との調和が	試験費)、設備費		イ.アにより算出
	図られた*5滞	及び業務費並び		された額と第3
	在環境の整備に	にその他必要な		欄に掲げる間接
	係る事業(対象	経費で補助事業		補助対象経費と
	事業の内容につ	者が承認した経		を比較して少な
	いては、別表第	費(間接補助対		い方の額に2分
	2のうち2. に	象経費の内容に		の1(公園事業
	定めるものとす	ついては、別表		者、第3(2)オ
	る)	第4に定めるも		に掲げる者、公
		のとする。)		共施設の管理受
				託者及び地方公
				共団体を含む協
				議会は3分の
				2)を乗じて得
				た額を交付額と
				する(上限3,0
				00万円)。ただ
				し、算出された
				額に1,000
				円未満の端数が
				生じた場合に
				は、これを切り
				捨てるものとす
				る。
				9 0

- ※1 国立・国定公園内の利用拠点とは、自然公園法第36条に基づき指定された集団施設地区内、又は自然公園法第20条に基づき指定された特別地域内において公園利用者向けサービスを提供する施設を有し、自然体験利用の拠点となるエリア、又は公園利用者向けサービスを提供する施設が集積し自然体験利用の拠点となるエリアとする。
- ※2 利用拠点を起点又は中継点とした、自然を活用した体験プログラムであって、アドベンチャーツーリズム又はサステナブルツーリズムに該当するもの。ワーケーション(※4)の一環として実施されるものを含

む。

アドベンチャーツーリズムとは、「アクティビティ(登山、サイクリング等の体を動かすプログラム)」、「自然体験」、「文化体験」の要素のうち2つ以上で構成されるもの。

サステナブルツーリズムとは、地球温暖化の防止、廃棄物の発生抑制などツアー実施による地域の環境、 社会及び経済への影響を低減し、自然環境を持続的に保つことができるよう配慮して取り組まれるもの。

- ※3 「第3(2)のウからクに掲げる者、公園管理団体、公園事業者、DMC<sup>※6</sup>、まちづくり会社、地方公共団体が出資を行っている法人」が実施、共催する事業であって、地域活性化を目的とするもの。
- ※4 ワーケーションとは、「ワーク」と「バケーション」を合わせた造語。観光地といった通常の職場以外でテレワーク等で働きながら休暇も楽しむもの。
- ※5 「自然との調和が図られた」とは、補助事業の対象となる施設及び設備の色彩、材質又は意匠が周辺の 自然景観と調和しているものとすること。
- ※6 一般に、地方や地域の観光資源の活用を促進するため、各関係機関と連携し、旅行客にとっての目的地を対象に、顧客視点での満足実現に向けて経営・資源開発を行う地域に特化した会社。

項目及び内訳	事業内容
1. 国立・国定公園内の利用拠点を活用	①自然体験プログラムに係るコンサルティング、事業計画
した自然体験プログラム及びその受入環	の策定
境整備に係る事業	②テストマーケティングまたはファムトリップの実施、自
	然環境状況の調査等、自然体験プログラムの実施に向け
	た必要な調査
	③海岸清掃、修景伐採、歩道修繕等、自然体験プログラム
	の準備に向けて必要な環境整備
	④自然体験プログラムの実施 (二次交通の構築を含む)
	⑤自然体験プログラムに係るパンフレットやホームページ
	等の情報発信媒体の整備及び多言語化・デジタル化、キ
	ヤッシュレス化
	⑥研修の実施等、自然体験プログラム等の実施のための人
	材育成
	⑦上記に必要な資材等の購入及び賃借
	⑧上記に付随して実施する感染症対策及び環境負荷低減対
	策 (脱炭素化、プラスチックごみゼロに向けた取組等)
2. 国立・国定公園内の利用拠点でのコ	①公園利用者向けサービスを行う施設の外構における、
ロナ対応を含むワーケーション受入や自	門、塀、さく、植栽、街灯の整備(自然との調和が図ら
然との調和が図られた滞在環境の整備に	れたものに限る)
係る事業	②公園利用者向けサービスを行う施設の新築、増築、改
	築、大規模な修繕及び大規模な模様替に係る工事費のう
	ち、外観に係る費用(自然との調和が図られたものに限
	る)
	③屋外に露出し景観を阻害している給排水設備、空調設
	備、電気設備、広告物等の除去、隠ぺい又は改善(自然
	との調和が図られたものに限る)
	④温泉施設・設備の修景、ストリートファニチャーや案内板
	の整備その他自然との調和が図られた滞在環境の形成の
	ため必要な事業
	⑤ワーケーションの実施を目的とした内装整備及び設備整
	備(公衆無線LAN環境整備、スペース改装、コロナ対応
	を含む設備改修等)を行う事業(利用が停止した既存施
	設のワーケーション向けの機能転換も含む)。国立・国定
	公園での自然体験プログラム(補助金を活用したもの以
	外も含む)と連携して実施するなど、利用拠点における
	ワーケーションの実施にふさわしいものに限る。

別表第3 業務費の区分と内容

費目	細分	内 容
人件費	人件費	事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費
業務費	諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金に要
		する経費をいう。
	旅費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、交通費、日当及び
		宿泊に要する経費をいう。
	備品費	概ね単位が5万円以上で、反復利用に耐える物品や
		機器の購入等に要する経費をいう。
	消耗品費	概ね単位が5万円未満の物品や機器であって、おも
		に消耗される物品の購入等に要する経費をいう。
		但し、事務用消耗品を除く。
	印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する
		経費をいう。
	通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する
		経費をいう。
	借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金
		の金利払等に要する経費をいう。
	会議費	会議、作業等の際の茶菓等の提供に要する経費をい
		う。
	賃金	日々雇用者に対する賃金支払に要する費用をいう。
	社会保険料	事業を行うために必要な労務者に対する社会保険料
		と事業主負担保険料をいう。
	雑役務費	保険料、振込手数料、広告料、調査、測量の実施等、
		役務の対価として支払う経費をいう。
	資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費
		(直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費
		を含む。)をいう。

# 別表第4

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ② 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、 移動に要する費用、 ② 準備、後片付け整地等に要する費用、 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要す る費用、 ④ 技術管理に要する費用、 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費 であって、労務管理費、消耗品費、通信交通費その他 に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法 定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をい い、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要 最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じ て算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その 他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、 修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、 実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、 実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれ に要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施 設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請 負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入 並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費を いう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費(都道府県、市町村、地方自治法第281条第1項の特別区及び第284条第1項の地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費を除く。)、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、借料及び損料、会議費、通信運搬費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び

検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用 をいう。

## 別表第5 審査基準案における加点要素

経費区分 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 と表する。 と表する。 と表する。 と表する。 とまずる。 	内 容
1. 地域経済の再活性化	・当該地域の地方公共団体、関係団体 (DMO、観光協会、ガイド等に係る協議会等)、関係事業者との適切な連携体制を構築し、地域内に幅広く波及効果が及ぶものであること。 ・その地域ならではの資源や魅力を活かした事業等、地域経済の持続的な発展に資する活動となっていること。 ・活動の継続について見込みを立てており、補助事業終了後も組織として活動を継続する体制があること(国立・国定公園での利用拠点を活用した自然体験プログラム推進事業に限る)。
2. 環境・景観の保全	・売り上げの一部が国立・国定公園の景観保全に活かされる事業となっている等、良好な自然環境の保全に資する事業計画となっていること。 ・事業内容に自然環境への負荷を低減する取組や脱炭素化、プラスチックごみゼロに向けた取組が記載されている等、環境保全に配慮した事業計画となっていること。 ・国立・国定公園の重要な景観資源の保全・改善・再生が図られるもの
3. 事業の適切性	<ul> <li>・事業の目的と数値目標が適切に設定されていること。</li> <li>・補助金の目的及び当該地域の自然的、社会的条件等を踏まえた適切な事業内容であること。</li> <li>・事業に係る経費の積算が妥当でかつ事業費の規模が適正なものであること。</li> <li>・旅行者の滞在期間の長期化につながること。</li> <li>・必要な安全対策や新型コロナウイルス感</li> </ul>

	<ul> <li>染拡大防止対策を講じていること。</li> <li>・国立・国定公園での自然体験プログラム (補助金を活用したもの以外も含む)と 連携して実施する事業、古民家や歴史的 建造物の再生等地域の文化資産活用に資する事業、又は地域材活用をはじめとし た地場産業活性化に資する事業であること (国立・国定公園の利用拠点でのコロナ対応を含むワーケーション受入や自然 との調和が図られた滞在環境の整備に係る事業に限る)。</li> </ul>
4. 活動の新規性	・国立・国定公園での利用拠点を活用した 自然体験プログラム推進事業において は、DX (デジタルトランスフォーメーシ ョン)、ナイトタイム体験、限定体験、文 化資源との連携、地場産業との連携の面 等で、活動の新規性が認められること。
5. 事業の緊急性	・国立・国定公園の利用拠点でのコロナ対応を含むワーケーション受入や自然との調和が図られた滞在環境の整備に係る事業においては、国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業に基づく利用拠点計画に位置づけられており、地方公共団体が緊急に実施しなければならない景観整備であること(廃屋の撤去を除く)。
6. 公園管理への参画	・事業実施主体が公園事業者又は公園管理 団体であること。